



## 令和7年度 湯浅町会計年度任用職員募集要領

(申込み及び問い合わせ先) 湯浅町人権推進課

TEL 0737-63-4152

FAX 0737-63-3792

### 1 募集内容

|      |  |
|------|--|
| 募集期間 | 令和6年12月4日(水)～令和6年12月26日(木)<br>※令和6年12月25日(水)までの消印有効<br>※申し込みは、持参または郵送に限ります。<br>※郵送の場合は、必ず <u>簡易書留郵便</u> とし、封筒の表に「 <u>申込み</u> 」と <u>朱書き</u> してください。<br>これ以外の方法による不着の問題につきましては、一切対応できません。  |
| 募集職種 | 施設管理人  |
| 申込方法 | 「会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入の上、人権推進課へご提出ください。申込書は人権推進課(総合センター)窓口に設置しています。<br>※ <u>希望する職種は、1つに限ります。</u>  |
| 申込先  | あて先：〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2707-1<br>湯浅町人権推進課(総合センター)<br>電話：0737-63-4152(直通)  |
| 募集資格 | 1. <u>地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は、受験できません。</u><br>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人<br>(2) 湯浅町の職員として懲戒免職の処分を受け、該当処分の日から2年を経過しない人<br>(3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人 |
| 採用方法 | 書類選考等を経て採用を決定します   |
| 合格発表 | 令和7年2月下旬ごろ   |

## 2 勤務条件等

|        |   |  |
|--------|---|--|
| 任用期間   | <p>令和7年4月1日～令和8年3月31日</p> <p>※採用から1か月間を良好な成績で勤務した場合に、正式採用となります。</p> <p>※本人の勤務実績等により、次年度の任用が可能です。</p>  |  |
| 報酬等    | <p><b>1. 基本報酬 募集職種一覧のとおり</b></p> <p>※報酬額等については令和7年度の予算編成に関する議決を経て確定します。状況の変化により変更が生じる可能性があることをご留意ください。</p> <p><b>2. 費用弁償（通勤手当相当分）</b></p> <p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めに従い支給（1月当たり55,000円が限度）</p> <p><b>3. 期末・勤勉手当</b></p> <p>年2回（6月・12月）に支給</p> <p>但し、週30時間以上勤務し、基準日の1月以上前において採用された場合に限りです</p> |  |
| 福利     | <p>共済組合保険、厚生年金保険、雇用保険</p> <p>※募集職種一覧のとおり</p>  |  |
| 休暇     | 有給休暇  | <p>年次休暇、産前・産後休業、公民権の行使、官公署への出頭、災害に伴う休暇、親族の死亡による休暇等</p>                                 |
|        | 無給休暇  | <p>育児時間休暇、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護休業、生理休暇、妊産疾病休暇、公務上の負傷又は疾病休暇、骨髄等移植ドナー休暇等</p>                 |
|        | 育児休業  | <p>任命権者を同じにする1年以上の任用（継続勤務）であり、子が1歳6か月に達する日までに任用が継続する見込みがあり、規則で定める勤務日数以上の勤務をした場合に付与</p> |
| 服務     | <p>地方公務員法の規定による</p> <p>※服務の宣誓、命令従事義務、信頼失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等</p>  |  |
| 災害時の対応 | <p>災害時の避難所運営等に従事する</p>  |  |